

平成 28 年（ワ）第 159 号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告ら [REDACTED]

被告 国

平成 29 年（ワ）第 1352 号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 国

口頭弁論要旨

2018 年（平成 30 年）5 月 14 日

長崎地方裁判所民事部合議 A 係 御中

弁護士 吉田 良尚

1 私は、原告ら代理人弁護士の吉田良尚です。

私からは、違憲審査権の意義と裁判所の役割について主張している準備書面 12 の要旨を述べることにいたします。

2 違憲審査権が認められているのは、まず第 1 に憲法の最高法規性という理由が挙げられます。つまり、憲法は国の最高法規であって、それに違反する法律、命令その他の国家行為は違憲・無効となるということです。このことは、憲法 98 条 1 項に定められています。第 2 に、基本的人権の尊重の原理です。基本的人権の確立は近代憲法の目的であり、憲法の最高法規性の基礎ともなっている価値です。そのようなことから、その基本的人権が立法・行政権等によって侵害されたときには、それを救済する役割を果たす「憲法の番人」として、裁判所あるいはそれに類する機関によって違憲審査制が要請されることになるわけです。このようにして違憲審査権が憲法に定められたと考えられます。

日本国憲法 81 条は、この違憲審査権を通常裁判所に認めました。このような制度は、憲法の下に立法、行政、司法の三権が平等に併存すると考えるアメリカ的な権力分立の思想をも理論的な根拠としています。これに対して、ドイツやフランスでは、憲法裁判所と呼ばれる特別裁判所に憲法判断を委ねるという制度を採用しています。前者を付随的審査制、後者を抽象的審査制と呼んでいますが、近年その両者はそれぞれ他の機能を併せ持つようになり、一定の限

度で、歩み寄りの傾向がみられています。つまり付随的審査制をとっているアメリカにおいては、実際には個人の人権の保障を通じて憲法秩序そのものを保証するという意味を強く帯びるようになって来ています。一方、抽象的審査制をとっているドイツにおいては、公権力による人権侵害を理由として個人が提訴する違憲訴訟を審判する権限を持つようになってきています。このようになってきている背景には、行政国家現象が進み議会主義が形骸化する現代国家の中で、憲法規範の客観的保障を実現していく役割を果たすことができるのは裁判所だけであるということが認識され、又民主主義とは、近代立憲主義を基礎とする憲法の下では、多数派支配型民主主義ではなく立憲民主主義であることとらえるべきだと認識されるようになってきているからだと考えられます。

日本の憲法学の第一人者であった芦部信喜教授は、「違憲審査権」を「憲法保障制度」と位置づけて、「わが国の問題を考えるときにも、伝統的な私権保障型の付随的審査制を基本としながらも、それが憲法保障の機能をもつべきであることにも十分に配慮しなければならない」と述べておられるように、日本の違憲審査制は個人の人権・自由を保障するという「私権保障」だけに留まらず、「憲法保障機関」としての裁判所でもあるべきだと主張されています。

このように、裁判所は、付随的審査制の基本的枠組みを維持しつつも、「必要な場合」には憲法保障の実現に躊躇すべきではありませんし、合憲性の統制に積極的になるよう配慮しなければなりません。そして、そのように「必要な場合」かどうかの判断は裁判所の裁量に委ねられているわけですから、そのような裁量は適正に行使されなければなりません。その「必要な場合」かどうかは、青井美帆教授が本件訴訟の意見書の中でも指摘されている通り、広く立法事実や憲法事実、社会的背景や権力機関の機能状況等を総合的に考慮して判断するほかありません。

- 3 日本の裁判所は、違憲審査権の行使について、これまでなるべく政治部門の判断に影響を与えないようにいろんな論拠を使って自己抑制をしてきました。その論拠として使われてきたもので、本件訴訟と関係があると思われるのは、①「事件性」を要件とする、とか、②国会ないし各議院の「自律権」にかかわる事項であるとか、③「統治行為」論とか、④「憲法判断回避の準則」等です。

今回の準備書面では、以上のような理由で違憲審査権の行使を自己抑制することは、本件では正当ではないことを詳しく論じています。そして、外国の違憲審査制について、アメリカやフランス、ドイツ等の状況を紹介して、付随的違憲審査制と抽象的違憲審査制が合一化傾向にあること、違憲審査権の行使に躊躇しないこと、違憲審査権の行使は決して民主主義に反しないこと、積極的

な憲法判断はかつてと異なり国民から支持されていること等を述べています。

- 4 そもそも、「人権保障」と「憲法保障」という目的は相容れない関係ではなく、むしろかなり重なり合うものです。違憲審査権に関して、アメリカ型・私権保障型違憲審査制度とドイツ型・憲法保障型違憲審査制度の「合一化傾向」が生じてきたのは、アメリカ型の「私権保障型」の違憲審査制度だけでも、あるいはドイツ型の「憲法保障型」の違憲審査制だけでも、憲法が目的とする「人権保障」を十分に果たすことができず、十分な人権保障のためには「私権保障型」、「憲法保障型」の両方の性質をもつ違憲審査制を採用することが必要だと認識されるようになったからなのです。

このように、本当の「人権保障」のためには、「私権保障型」のみの司法審査制に固執するのではなく、「憲法保障機関」としての裁判所でもあるべきだということは、当然日本国憲法の下での裁判所にも当てはまります。とりわけ本件訴訟のように、憲法9条や前文の平和主義が極めて密接に関わる裁判では、「憲法保障機関」としての裁判所であることが強く求められるのです。

この点について、青井未帆教授は本件訴訟の意見書の中で「そもそも憲法9条は国民の自由や人権との関係で、どう位置づけられるかを考えるに、戦争や武力の行使は必ず誰かの自由や人権への侵害をもたらすこととなることに思いをいたす必要がある。日本国憲法は、実際に権利や自由への侵害が生じてしまってからでは遅いからこそ、侵害が生ずる一歩手前の段階で、そのような個別具体的な侵害が生じることを防ぐための手段だったのではなかったのか」と指摘し、さらに、憲法9条は「手前で防止するという性質から、たとえていえば、『防火壁』のようなものである」。そして、「ここで、もし『防火壁』を壊すような国家行為であっても、伝統的な意味での具体的な権利侵害が生じていないから裁判所が取り扱えないというのでは、『手遅れになってからではないと扱えない』といわんばかりであり、一歩手前で防いで自由を確保するという制度の趣旨が没却される。それは、結局のところ、人権の保障という司法の果たすべき役割を放棄することにもなりかねない」と警鐘を鳴らしておられます。

- 6 憲法は、憲法典とその解釈の集積体であり、解釈がなければ法文の意味は確定

できません。閣議決定や国会に対する答弁書を通じて表明される政府解釈もそのような有権解釈の一つです。その意味でも集団的自衛権に関する1972年の政府見解は、憲法9条の解釈として集団的自衛権の行使を禁止したものとして極めて重い意味を持つものでした。つまり政治部門の最高機関同士でやりとりされた憲法解釈であることから、この解釈内容は、少なくとも集団的自衛権行使は憲法上許されないという限度において、憲法規範となっているのです。そして、この解釈が、過去40年以上にわたり、歴代内閣、歴代内閣法制局によって堅持され、国会も国民もこれを受け容れ、政権が交代しても生き残ってきた確固たる解釈なのです。これほど確固たる共通理解が得られた解釈の変更は、もはや憲法改正によらなければなりません。それが憲法に拘束され恣意的な権力行使を制限する立憲主義を尊重する態度です。

1983年2月22日の衆議院予算委員会において、当時の角田内閣法制局長官は、72年政府見解を踏襲・堅持する旨の答弁をするに際して、「仮に、全く仮に、集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思います」とはっきり述べているのです。このように立憲主義に反する動きに歯止めをかけ、憲法の価値を擁護することは内閣法制局の役割でもあったのです。

ところが、集団的自衛権の行使は許されないという憲法規範、憲法改正によらなければ変更し得ない憲法規範を、閣議決定によって変更するという暴挙を内閣法制局は許してしまいました。内閣法制局は、自らの役割を放棄してしまったのです。このような事態になってしまった以上、政治部門の外にいる裁判所が立憲主義の擁護者としてその役割を積極的に果たす以外に、日本の立憲主義を維持貫徹する方途はないのです。

7 安全保障政策に関する国民の意見は様々です。そして具体的な安全保障政策の実現や外交交渉などは政治部門の判断に委ねられているとしても、大きな枠組みは憲法によって規定されています。こうした憲法の枠組みの範囲内か否かの判断は司法の役割です。ここで司法が、政治部門の判断が憲法の枠組みを逸脱しているか否かの判断をすることを放棄してしまったのでは、憲法が裁判所に違憲審査

権を付与した意味が失われてしまいます。

日本国憲法は、司法権の独立を保障した上で裁判所に違憲審査権を付与し、徹底した法の支配を採用しました。安全保障政策に関する事柄であるというだけで、司法権が違憲審査権を行使しないのであれば、単なる立法機関、行政機関の下請けの地位に甘んじることになってしまいます。裁判所は政治部門の判断を追認するために存在するものではないはずです。主権者国民が政治部門に委ねた憲法の枠組みに沿った国家運営がなされているのか否かを厳格に監視するためにその存在が認められているのです。裁判所が、今回の新安保法制法の違憲性についての判断を避け、自らその存在意義を否定するようなことがあってはなりません。たとえ被告が争点とすることを避けるために争点とするまでもないとして反論をしなかったとしても、裁判所は、新安保法制法の違憲性について、原告の主張をしっかり受け止め、十分な審理を尽くして、憲法が裁判所に課した職責を全うすべきです。それが憲法制定権者である国民から裁判所に託された裁判所の使命であり、裁判官にはこれに応える憲法上の義務があるのです。

8 本件訴訟は、間違いなく歴史に刻まれる裁判です。4月20日現在全国21の地方裁判所、24の裁判体で7254人もの原告が、新安保法制法制定による被害を訴え、その違憲性を主張して争っています。内閣が憲法学者からクーデターと評されるような閣議決定をし、国会が国民の反対の声を無視して違憲の法律を採決の強行により「成立」させてしまいました。このような異常事態を裁判所として、法律家として放置してよいはずがないことは言うまでもないことだと思います。

司法には、これまでもそれぞれの時代において、その時代固有の司法の役割、裁判官が果たすべき役割があったと思います。今の時代は、政治部門が憲法を尊重し敬意を払っているとは到底思えない状況です。政治部門内での抑制・均衡は機能不全に陥っており、これまでにないほどに立憲主義、平和主義、民主主義という憲法価値が危機に直面しています。こうした時だからこそ、果たさなければならぬ司法・裁判所の役割、裁判官の使命があるはずです。

長沼ナイキ訴訟を担当した福島元裁判官は、次のように言うておられます。

「司法も時の流れに右往左往しながら130余年もの歴史を歩んできた。今後

司法がどのような道を進むかは、これから司法を担当する方々が考えていくべき事柄と思われる。司法は常に政治の荒波に曝され、揉まれる。時には政治の邪魔物になることもあるだろう。だが三権分立の国家体制では、司法は強く気高く聳え立たなければならない。そのためには司法も多くのことを学ばなければならないだろう。政治の波に埋もれて、後世になってから、あれは政治が悪かったといっても、過ぎ去った歴史はもはや戻ってこない。そして、特に司法は単なる国家権力を一方的に行使する機関となってはならない。政治権力に与することは容易だ。だがそれに楯突くことは極めて困難だ。しかし司法は究極において、ただ権威に頼るのではなく、やはり国民一人ひとりの人権を守り、国民から愛され、信頼される存在にならなければならない。」

私たち原告ら代理人は、裁判所に「勇気と英断」などを求めようとは考えておりません。ただ、法曹三者は、裁判官も検察官もそして弁護士の区別なく、法律実務家としての責任を果たさなければならないと思っています。この歴史に残る裁判において、憲法尊重義務を負った裁判官として、法律実務家としての職責を果たしていただきたいと思うだけです。憲法を学んだ同じ法律実務家として、司法には、政治部門に対して強く気高く聳え立っていて欲しい。このことを切に願って私の弁論を終わります。